旭川市介護保険

住宅改修Q＆A

令和8年4月版

ASAHIKAWA
CITY

申請手続きについて

1　申請に当たって

（申請1−1　申請書類の提出者）

Q　申請書類を提出するのは、誰が行えばよいですか。
A　どなたでも申請書類を提出することができますが、工事内容等について確認させていただく場合がありますので、担当の施工事業者やケアマネジャーの方が提出されることを推奨します。

（申請1−2　認定申請中の場合）

Q　介護認定申請中で判定結果が出ていない場合、住宅改修を行うことはできますか。
A　判定結果が出ていない場合も事前申請を行った後、住宅改修を行うことは可能です。しかし、認定結果が非該当の場合、全額自己負担となります。完了の手続きは、認定決定後に行ってください。

（申請1−3　支給対象か判断できない場合）

Q　利用者及びその家族が希望していることから、改修工事の内容が住宅改修の支給対象となるか分からなくても、そのまま申請して構わないでしょうか。
A　申請した改修工事の内容が住宅改修の支給対象外であった場合、書類の差し替えや、申請の取下げを行なうことになりますので、「旭川市介護保険住宅改修の手引き」を確認し、それでも不明な場合は、必ず事前申請前に介護保険課管理給付係へお問い合わせください。

（申請1−4　確認を急いでいる場合）

Q　転倒リスクがある被保険者であるため、事前申請の確認を急いでもらうことはできますか。
A　申請される方々は、皆さん転倒等のリスクを抱えていらっしゃいます。申請後、10開庁日程度で確認通知書が送付されることを踏まえ、改修工事までのスケジュールを立てて、申請手続をお願いします。

（申請1−5　支給対象となる住宅について）

Q　月の半分は小規模多機能型居宅介護の泊りサービスを利用しているのですが、自宅での生活のために手すりを付けたいと考えています。この場合は、住宅改修の支給対象となりますか。
A　原則、泊りサービスを常態利用中の方の自宅は支給対象となりませんが、利用者の在宅生活の実態や、利用者の自立支援に即しているかなどを勘案し、住宅改修の必要性が判断できる場合は、支給対象となる可能性があります。いずれにしましても個々のケースでの判断となりますので、申請を検討されている方はあらかじめ介護保険課管理給付係へご相談ください。

（申請1－6　支給限度額の残高（対象工事費用の上限）の確認について）

Q　認知症等により、利用者ご本人またはご家族が電話をすることができない場合、支給限度額の残高について、施工事業者が代りに電話で問い合わせることは可能ですか。

A　支給限度額の残高は、利用者ご本人またはご家族からの申し出でなければ、お伝えすることはできません。ホームページに掲載している「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費給付状況確認申請書」を提出いただくことで、利用者ご本人に郵送によりお知らせいたしますので、そちらでご確認ください。

2　申請書類

（申請2－1　工事内訳書）

Q　申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければいけませんか。

A　工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、トイレ、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はあります。

（申請2－2　領収書への収入印紙の貼付）

Q　領収書に収入印紙は必要ですか。

A　領収書は、印紙税額一覧表に記載された第17号文書「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」に該当するため、課税対象となる領収書には収入印紙が必要となります。税務調査等で収入印紙の貼り忘れが発覚すると、罰則の対象になるため、御注意ください。

（申請2－3　工事内容変更届について①）

Q　工事内容変更届はいつ提出すれば良いですか。

A　工事内容変更届は、工事完了後、完了届に添付して、提出してください。
　ただし、変更が発覚した時点で、工事の施工を保留し、介護保険課管理給付係へ確認した結果、軽微な変更と許容されるものに限ります。

（申請2－4　工事内容変更届について②）

Q　工事内容変更届の提出について、軽微な変更と許容される範囲はどの程度のものですか。

A　同じ動作、動作、目的の改修において、部材の変更や取付箇所の軽微な変更などが想定されます。
　具体例としては、手すり取付けにおけるエンド金具の変更や、補強版の追加、利用者の身体状況を踏まえ、動作の安全性を考慮した手すりの長さや向き（縦を横に等）の変更などが想定されます。

工事内容について

1　工事全般

（工事1−1　新築工事の竣工日以降の改修工事）

Q　住宅の新築は住宅改修と認められていませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、住宅改修の支給対象となりますか。

A　竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。

（工事1−2　賃貸アパート共用部分の改修費用）

Q　賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか。

A　賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。

　しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものと考えます。

（工事1−3　分譲マンション共用部分の改修費）

Q　分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか。

A　賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えますが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、利用者の身体状況を踏まえた最低限度の範囲内で、場合により、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます。

（工事1−4　一時的に身を寄せている住宅の改修費）

Q　要介護者がその子どもの住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。

A　介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となりますので、子どもの住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。

　なお、住民票の住所と介護保険被保険者証の住所が異なる場合は一義的には介護保険被保険者証の住所が住所地となります。

（工事1−5　同居する夫婦による住宅改修）

Q　同居する夫婦2人ともに要介護認定を受けている場合、2人分を合わせて40万円までの対象工事費用に対して給付費が支給されるものと考えてよいですか。

A　夫婦同時に住宅改修の申請があった場合は、それぞれに必要な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請する必要があります。同じ施工箇所に対し、2人で按分して申請することは認められません。

　支給限度額についても、夫婦それぞれで管理が行われることになります。

（工事1－6　日課のための住宅改修）

Q　毎日、仏間にお参りすることが日課となっているため、仏間への出入りのため手すりの取り付け等を行う場合は、住宅改修の支給対象となりますか。

A　介護保険の住宅改修は、ADL（日常生活動作・身の回り動作）で困っていることを解消するものを支給対象としています。具体的には食事、更衣、整容、排せつ、入浴等に関わる動作であり、仏間への出入りはその範疇から逸脱するため、支給対象とはなりません。

（工事1－7　店舗や事務所の改修）

Q　個人で事業を営んでおり、昼間は居宅に併設された店舗（事務所）にいる場合、店舗までの移動や店舗内での動作のために手すりの取付け等を行う場合は、住宅改修の支給対象となりますか。

A　趣味や仕事をするといった利用者本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険での住宅改修の支給対象とはなりません。

ただし例外として、出入り口が店舗と兼用であり日常生活動作を行う上でその部分の住宅改修が不可欠等の場合、その旨を理由書に明記することで住宅改修の支給対象となる可能性があります。

（工事1－8　将来のための住宅改修）

Q　今は当該生活動作が可能であるが、将来のことを考えて、あらかじめ手すりやスロープを設置する場合は、住宅改修の対象になりますか。

A　現状の日常生活動作のなかで困難になっていることを改善するために行うものが対象となるため、将来のことを考えた住宅改修は支給対象とはなりません。

（工事1－9　福祉用具との併用①）

Q　ふだんから歩行器を使用しているが、トイレまでの移動のため、廊下に手すりの取付けを行う場合は、住宅改修の支給対象となりますか。

A　歩行器を貸与して使用している動線上への手すりの取付けは認められないため支給対象外となりますが、移動の際に歩行器を使うことができないことが理由書等から判断できれば支給対象となります。

（工事1－10　福祉用具との併用②）

Q　現在、トイレ内に置き型の手すりをレンタルし、使用しているが、トイレ内が狭く、置き型の手すりが邪魔になり、方向転換が困難であるため、壁に手すりを取り付けたいと考えているが、この場合は、住宅改修の支給対象となりますか。

A　同一動作目的のために福祉用具貸与と住宅改修を併用することは認められませんが、理由書から福祉用具貸与で動作を行うことが困難になったこと、住宅改修後は手すりを返却することが判断できれば支給対象となります。

（工事1－11　支給対象外となった施工）

Q　申請の内容で一部支給対象外となった工事がある場合、工事完了後の手続きにおいて、領収書や写真について、どのように提出すればよいでしょうか。
A　領収書については、償還払で申請している場合、支給対象と対象外を区別せず、工事に要した全体の費用金額の領収書を提出してください。 　受領委任払いで申請している場合、給付費は、支給対象部分と支給対象外部分とで按分して支給額を算出することとなりますので、支給額を確認し、領収書に記載する金額が誤った額とならないように注意し、提出してください。 　写真については、支給対象外となった施工箇所も含め事前申請を行った施工箇所すべての写真を提出してください。

2　手すりの取付け

（工事2－1　手すりの形状）

Q　手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もありますが、住宅改修の支給対象となりますか。
A　支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

（工事2－2　複数の出入口への手すりの取付け）

Q　玄関と勝手口、それぞれから出入りすることがあることから、両方に手すりを取り付ける場合、どちらも住宅改修の支給対象となりますか。
A　主たる出入口であるどちらか1つのみが住宅改修の支給対象となります。 　なお、玄関以外を主たる出入口として使用する場合は、その理由を理由書等で確認できる必要があります。

（工事2－3　1階と2階のトイレへの手すりの取付け）

Q　1階と2階にトイレが2か所あり、そのどちらにも手すりを取り付ける場合、どちらも住宅改修の支給対象となりますか。
A　利用者の身体状況や介護状況等、どちらにも手すりが必要であることが理由書等により確認できれば支給対象となります。

（工事2－4　手すりの変更）

Q　既存の手すりが使いづらくなったため、当該手すりを取り外し、新しい手すりを取り付ける場合、住宅改修の対象となりますか。

A　既存の手すりが劣化したため、新しい手すりを取り付けたいということであれば、修繕に該当するため支給対象外となります。しかし、以下に該当する場合は、支給対象となることもあります。

① 家族が手すりを施工したが、高さや太さが利用者に合わないため使うことができていない。

② 家族が手すりを施工したが、下地がないなど、手すりとして機能していない。

③ 介護保険の住宅改修でつけた手すりを身体状況の変化で高さ等を変更したい。

（工事2－5　認知症の利用者のための手すり取り付けについて）

Q　利用者が認知症であり、2階に昇ってしまうため手すりを付けたいのですが、この場合は、支給対象となりますか。

A　2階への昇降が日常生活上、必要、かつ利用者本人が行わなければならない動作であり、利用者の身体状況を踏まえると手すりの取付けが必要である場合は、支給対象となります。

なお、「2階への階段昇降のための手すり」については、住宅改修の手引き23ページもご参照ください。

3　段差の解消

（工事3－1　段差の解消（浴室））

Q　床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となりますか。

A　浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられますので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

（工事3－2　段差解消機等の設置）

Q　昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか。

A　昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

（工事3－3　玄関以外のスロープ）

Q　居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

A　居室から屋外に出るためには、掃き出し窓からでなければならない必要性が認められた場合については、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。

（工事3－4　脱衣所及び浴室の段差の解消に伴う付帯工事の取扱）

Q　脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行いましたが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいでしょうか。

①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更

②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事

③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

A　①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の支給対象として差し支えありません。

（工事3－5　階段の新設と滑り止めの同時施工）

Q　階段の蹴上げを低くするために段を新設する際に、併せて新設する段に滑り止めマットを貼る工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A　これから新設して使用する段が滑るかどうかを申請の段階で確認することができないため、原則、住宅改修の支給対象外です。

ただし、利用者の身体状況から足を滑らせることや階段を踏み外す危険性が予見でき、かつ支給限度額内で最善の施工内容と検討されたものであり、同時施工とすることで安価で済むことが明らかで、利用者の負担額を軽減できることが、理由書等により確認できる場合については、住宅改修の支給対象となります。

4　滑りの防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料変更

（工事4－1　床材の表面加工）

Q　滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となりますか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを貼り付けたりする場合は支給対象となりますか。

A　いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。

（工事4－2　同じ床材への変更）

Q　「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されていますが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められますか。

A　居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められます。

（工事4－3　冬期に滑ることを理由とした床材の変更）

Q　冬期、積雪や凍結により、外階段が滑るようになるため、階段に滑り止めを貼り付ける場合は、支給対象となりますか。
A　天候を理由としただけの滑り止めの施工は、利用者の身体状況を踏まえた上で必要と認められるものではないため、支給対象とはなりません。

5　引き戸等への扉の取替え

（工事5－1　門扉の取替え）

Q　門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となりますか。
A　引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

6　洋式便器等への便器の取替え

（工事6－1　洋式便器の改修）

Q　リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となりますか。 ①洋式便器をかさ上げする工事、②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合、③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合
A　①は支給対象となります。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりませんが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えありません。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

（工事6－2　既存洋式便器への洗浄機能の取り付け）

Q　既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となりますか。
A　介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外です。

（工事6－3　和式便器の腰掛け式への変換）

Q　和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当しますか。
A　住宅改修ではなく、腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

その他

（他1−1　住宅改修における利用者負担の助成）

Q　介護保険の支給対象となる住宅改修について、利用者が施工事業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱いはどのように考えたらよいでしょうか。
A　介護保険法上、住宅改修の給付費の支給額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の 90／100 に相当する額とされています。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきでものであり、施工事業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなります。 なお、施工事業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様です。